

[市民部男女共同参画課]

(趣旨)

第1条 この基準は、郡山市男女共同参画センター条例（平成14年郡山市条例第3号。以下「条例」という。）第10条に規定する使用料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第10条第3号の「男女共同参画に係る活動をする団体」とは、郡山市男女共同参画推進条例（平成15年郡山市条例第13号）に定める「基本理念」に合致する団体又はこおりやま男女共同参画プランに定める「基本目標」の推進に寄与する活動をする団体で、次に掲げる要件のすべてを備えるものをいう。

- (1) 規約又は会則を備え、組織体制が明確であること。
- (2) 営利又は宗教的若しくは政治的な活動を目的としないこと。

(申請書の添付書類)

第3条 郡山市男女共同参画センター条例施行規則（平成14年郡山市規則第23号）第7条第2項の規定により提出する男女共同参画センター使用料免除申請書（同規則第7号様式（その2）に限る。）には、当該免除申請をする団体（次条において「免除団体」という。）に係る次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 規約又は会則
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 役員名簿

(変更届)

第4条 団体名、代表者氏名その他免除申請時における免除団体の内容について変更があったときは、郡山市男女共同参画センター使用料免除団体内容の変更届（別記様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この基準は、平成20年3月21日から適用する。

別記様式（第4条関係）

郡山市男女共同参画センター使用料免除団体内容の変更届

平成 年 月 日

郡 山 市 長

住 所
申 請 人 団 体 名
代 表 者
電 話 番 号

本団体は、下記について変更がありましたので、下記のとおり届出いたします。

免除許可番号		郡山市男女共同参画センター 号
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
添付書類		

確認印		収受日	平成 年 月 日